

謹賀新年

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
みなさま方にとって、
この新しい年がよりよき年になることを
祈念いたしております。
今年もよろしくお祈りいたします。



八百津町役場 職員一同

(防災安全室)

岐阜県交通遺児激励金支給事業のご案内

岐阜県では、毎年5月5日の「こどもの日」に合わせて、次のとおり交通遺児の方に激励金をお贈りしています。

- 対象者 平成31年5月5日現在、岐阜県内に居住されており、交通事故により、それまで生計をともにしていた父または母（すでに父母がいらっしゃらない場合にはそれに代わる方）を亡くされた方で、義務教育終了までの方および高等学校在学中（高等専門学校3年修了までの方、特別支援学校の高等部在学中の方を含む）で満20歳未満の方。
※交通遺児となった後、養子縁組した方、もしくは父または母が再婚し生計をともにすることとなった方は除きます。
- 激励金の額 (1人あたり) 乳幼児および小学生・・・15,000円
中学生・・・20,000円 高校生など・・・25,000円
※申請時から高等学校などに就学している間まで支給されます。(20歳未満の方のみ)
- 申込期限 2月15日(金)

お申し込み・
お問い合わせ先
防災安全室
電話 43-2111
(内線 2232)

(総務課)

人道のまち やおつ 人権講演会を開催します

町では、3月3日(日)に人権講演会を計画しています。
今年の講師は、テレビでもおなじみ！経済学者の森永卓郎さんをお迎えする予定です。
参加方法など詳しくは、1月18日(金)発送の自治会文書にてお知らせします。多くの方のご来場をお待ちしています。

お問い合わせ先
総務課 広報行政係
電話 43-2111
(内線 2215・2216)

(総務課)

すてきな出会いのお手伝い！ 八百津町“学べる”結婚相談所

親御様向け無料結婚相談会

未婚のお子様を持つ親御様に対し、無料で結婚個別相談会を行います。専門のアドバイザーが相談にのり、幸せに近づけるようお手伝いします。今どきの婚活事情や、親としてのサポートの仕方、結婚相談所のシステムについてなど、どんなことでもお気軽にご相談ください。

- と き 1月22日(火) 午後1時30分から3時30分
- ところ 防災センター(役場西側)
- その他 ご予約が必要です。

八百津町“学べる”結婚相談所

八百津町結婚相談所では、結婚を真剣に考えている独身男女(町外の方でもOK!)を対象に、無料で相談会を開催しています。経験豊かなアドバイザーが、個別にお話をうかがい、一人ひとりに合ったアドバイスをしてくれるので、無理なくスキルアップできます。安心して「初めの一步」を踏み出しましょう!お気軽にご相談ください。

- と き 1月12日(土)・19日(土)
ともに午後1時30分から4時30分(最終受付:午後4時)
1月25日(金) 午後7時から9時(最終受付:午後8時30分)
- ところ 防災センター(役場西側)
- その他 ご予約が必要です。

男子カアアップセミナー

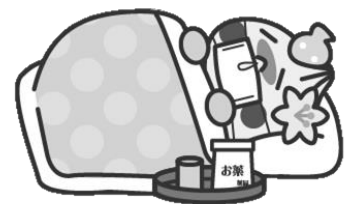
今回の男子カアアップセミナーは「異性と会話がしやすくなる方法～会話術セミナー」です。会話の盛り上げポイントもお伝えします。ぜひこの機会にご参加ください。

こちらのセミナーは相談所に登録されていなくても、独身の男性でしたら、どなたでも参加できます。

- と き 1月12日(土) 午後2時から3時
- ところ 防災センター(役場西側)
- 参加費 無料
- その他 ご予約が必要です。

お申し込み・
お問い合わせ先
総務課 政策調整係
電話 43-2111
(内線 2212)

インフルエンザの感染を防ぐポイントは・・・ 「手洗い」「マスク着用」「せきエチケット」



インフルエンザの流行シーズンをむかえました。

流行を防ぐためには、原因となるウイルスを体内に侵入させないことや、周囲にうつさないようにすることが重要です。

インフルエンザの感染を広げないために、一人一人が「かからない」「うつさない」対策を実践しましょう!

(八百津町社会福祉協議会)

弁護士による無料法律相談会

相続・離婚・交通事故・債務整理に関する事など、暮らしの中の法律に関する悩みや問題について弁護士が相談に応じる無料法律相談所を下記のとおり実施します。

相談の秘密は固く守られます。相談を希望される方は、お電話にてご予約ください。

相談例・・・相続について相談したい。
土地の境界についてもめている。
交通事故を起こしてしまったが、話し合いがうまくいかない。

- と き 2月22日(金) 午後1時から4時
- と ころ 福祉センターゆうゆう ボランティア活動室
- 対 象 者 八百津町住民(6名程度)
- 弁 護 士 平井治彦 弁護士
- 申込期限 2月14日(木)
※6名に満たない場合は、当日まで受け付けます。
- そ の 他 申込者が6名を超えた場合、抽選とさせていただきます。
詳細は、お問い合わせください。

お申し込み・
お問い合わせ先
八百津町
社会福祉協議会
電話 43-4462

(ハローワーク美濃加茂)

「介護就職デイ」開催！ 介護職に関する質問・疑問にお答えします

ハローワーク美濃加茂では、介護職に興味のある方、介護職に就きたいと考えている方、介護分野の事業所と直接お話をしたい方など、介護職に関する様々な質問や疑問にお答えするため、介護就職デイを開催しています。ハローワークへの求職登録のない方でも参加できますので、ぜひお気軽にお越しください。

- と き 2月6日(水)、2月20日(水)、
3月6日(水)、3月20日(水)
いずれも午後1時から4時まで
- と ころ ハローワーク美濃加茂 2階会議室
(美濃加茂市深田町1丁目206-9)
- その他 予約不要、入場自由、履歴書不要

お問い合わせ先
ハローワーク
美濃加茂
(担当：鈴木)
電話 25-2178

毎年2月は「相続登記はお済みですか月間」 司法書士による無料相談を実施します

岐阜県司法書士会では、毎年2月の1ヶ月間を「相続登記はお済みですか月間」と定めています。

相続登記とは、相続した不動産の名義を変更することです。相続登記には期限が定められておらず、登記手続をしなくても罰則などがないため、手続が遅れがちです。何世代にもわたって放置してしまうこともあり、このことが所有者不明土地問題として、社会的に関心を集めています。

不動産の名義を変更していないと、売却する場合や、担保として融資を受けようとする場合などに、手続が順調に進みません。また、権利関係が複雑になり、様々なトラブルに発展することも少なくありません。そのため、できるだけ早い時期に登記手続を行うことが重要となります。

下記のとおり、無料相談を実施します。相続登記をはじめ、遺言、遺産分割協議など、相続に関する相談に応じ、適切なアドバイスを行います。

お気軽にご相談ください。

司法書士は、「くらしの法律家」として、みなさんの権利擁護に寄与します。

- 名称 「相続登記はお済みですか月間」相続に関する無料相談
- とき 2月1日(金)から2月28日(木)
- ところ 岐阜県内すべての司法書士事務所(時間は各事務所の執務時間に
応じる)
- 相談料 無料
- 相談例
 - ・土地の名義が先代のままです。
 - ・パートナーに全財産を相続させたい。
 - ・相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができない。

お問い合わせ先
岐阜県司法書士会
事務局
電話 058-
246-1568